一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県
二　構造改革特別区域の名称　神話・伝説のふるさとツーリズム特区
三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県北諸県郡三股町及び西臼杵郡高千穂町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十五年十一月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栃木県塩谷郡塩谷町
二　構造改革特別区域の名称　塩谷町教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　栃木県塩谷郡塩谷町の全域

○内閣府告示第二百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十五年十一月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都新宿区
二　構造改革特別区域の名称　専門職育成特区
三　構造改革特別区域の範囲　東京都新宿区の全域

○内閣府告示第二百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三沢市
二　地域再生計画の名称　一次産業・国際色・交通拠点を基軸とした復興推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　三沢市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　坂東市
二　地域再生計画の名称　坂東の魅力創出〝がんばんDOプロジェクト〟～豊かな自然―坂東らしさ―地域資源を活かした雇用創出で魅力あるまちづくり～
三　地域再生計画の区域の範囲　坂東市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市
二　地域再生計画の名称　くにうみの島　あわじ環境未来島雇用創出計画～淡路はたらくカタチ研究島～
三　地域再生計画の区域の範囲　洲本市、南あわじ市及び淡路市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡四万十町
二　地域再生計画の名称　人と自然が共生する持続的循環型まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡四万十町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　延岡市
二　地域再生計画の名称　「のべおか農・商・工資源の高付加価値化」による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　延岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　糸満市
二　地域再生計画の名称　～糸満まるごと博物館～『地域素材・人材活用型プロジェクト』
三　地域再生計画の区域の範囲　糸満市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南城市
二　地域再生計画の名称　南城から元気発信！活き活き、きらきら南城人磨き事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南城市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百三十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三